

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成18年1月5日(2006.1.5)

【公表番号】特表2005-511342(P2005-511342A)

【公表日】平成17年4月28日(2005.4.28)

【年通号数】公開・登録公報2005-017

【出願番号】特願2003-532295(P2003-532295)

【国際特許分類】

B 41 J 2/01 (2006.01)

【F I】

B 41 J 3/04 101Z

【手続補正書】

【提出日】平成17年8月26日(2005.8.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

プリントヘッドに結合され、抵抗値を表す複数のビットを記憶するメモリデバイスと、前記メモリデバイスに記憶された前記複数のビットのうちの1以上を変更することにより抵抗値を調節することが可能な感熱抵抗素子とからなるプリントヘッド。

【請求項2】

前記メモリデバイスにおいて前記複数のビットの少なくとも1つがヒュージブルビットであり、該ヒュージブルビットを溶断することにより、前記感熱抵抗素子の抵抗値を調節することができる、請求項1に記載のプリントヘッド。

【請求項3】

前記感熱抵抗素子は、前記メモリデバイスの製造後に調節可能である、請求項1に記載のプリントヘッド。

【請求項4】

複数のヒュージブルビットがコンポーネント特異情報を少なくとも一部をさらに表す、請求項2に記載のプリントヘッド。

【請求項5】

複数のヒュージブルビットがペン特異情報をさらに表す、請求項2に記載のプリントヘッド。

【請求項6】

第1の抵抗値を有する感熱抵抗素子と、

前記第1の抵抗値を変更するために前記感熱抵抗素子に結合された抵抗値変更手段と、前記第1の抵抗値を表す複数のヒュージブルビットを格納するメモリとからなる交換式プリンタコンポーネント。

【請求項7】

前記複数のヒュージブルビットは、抵抗を溶断し前記第1の抵抗値を変更することにより設定される、請求項6に記載の交換式プリンタコンポーネント。

【請求項8】

前記抵抗変更手段は、前記感熱抵抗素子の一部を短絡させるための導体である、請求項6に記載の交換式プリンタコンポーネント。

【請求項 9】

前記感熱抵抗素子は、複数の遷移領域を有する蛇行形状部を有する、請求項 6 に記載の交換式プリンタコンポーネント。

【請求項 10】

前記抵抗値変更手段は、前記感熱抵抗素子の一部を短絡させるために前記複数の遷移領域のうちの少なくとも 1 つの近くに配置された導体である、請求項 9 に記載の交換式プリンタコンポーネント。

【請求項 11】

前記複数のヒュージブルビットがコンポーネント特異情報の少なくとも一部をさらに表す、請求項 6 に記載の交換式プリンタコンポーネント。

【請求項 12】

前記複数のヒュージブルビットがペン特異情報をさらに表す、請求項 6 に記載の交換式プリンタコンポーネント。